

平成22年8月10日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区永田町ニ丁目4番8号
ニッセイ永田町ビル7階
ビ・ライフ投資法人
代表者名 執行役員 瀧美知男
(コード番号：8984)

資産運用会社名
大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田 剛
問合せ先 財務企画部長 漆間 裕隆
TEL. 03-3595-1265

保有物件（2005（注）イプセ祐天寺）の
建物収去土地明渡等請求訴訟の和解成立に関するお知らせ

ビ・ライフ投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は、平成21年5月29日付「保有物件（J-21（注）イプセ祐天寺（以下、「本物件」といいます。））底地権者からの訴訟提起に関するお知らせ」で公表しましたとおり、本投資法人は建物収去土地明渡等請求訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）の提起を受けていましたが、今般、本件訴訟について和解（以下、「本件和解」といいます。）が成立しましたのでお知らせします。

なお、本件訴訟に関する経緯については、平成21年5月29日付「保有物件（J-21（注）イプセ祐天寺）底地権者からの訴訟提起に関するお知らせ」をご参照ください。

（注）本投資法人は、平成22年6月25日付で物件番号を変更しています。

記

1. 本件訴訟及び本件和解の概要

- （1）本投資法人の資産運用会社である大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社の親会社が、平成20年12月19日付で、株式会社モリモト（以下、「モリモト」といいます。）から大和ハウス工業株式会社（以下、「大和ハウス」といいます。）に異動し、同時に本投資法人の投資口も大和ハウスに譲渡（以下、「親会社の異動等」といいます。）されました。
- （2）本投資法人は、借地権設定者から、親会社の異動等は実質的には借地権設定者とモリモトとの平成16年12月14日付土地賃貸借契約に基づく借地権の無断譲渡に該当する等として、本物件の建物収去及び土地明渡し並びに損害賠償等を求める本件訴訟の提起を受けるに至りました。
- （3）しかしながら、今般、本投資法人及び借地権設定者等の間で、親会社の異動等は本物件の無断譲渡に該当しないこと、借地権設定者が本物件の建物収去及び土地明渡し並びに損害賠償等の請求を放棄すること等を内容とする本件和解が平成22年7月27日付で成立しました。

2. 今後の見通し

平成22年7月29日付「平成22年8月期 中間決算短信」にて公表しました平成22年8月期（平成21年12月1日～平成22年8月31日）及び平成23年2月期（平成22年9月1日～平成23年2月28日）の運用状況の予想への影響はありません。

以上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.blife-reit.co.jp/>